

令和3年4月から  
スタート

## 農業集落排水処理施設使用料が コンビニエンスストア・スマートフォンで支払えます

令和3年4月以降に発行するバーコードが印字された納付書は、全国のコンビニエンスストア（納付書裏面に記載）やスマートフォンアプリで曜日や時間を気にすることなく納めることができますので、ぜひご利用ください。

### スマートフォンアプリの利用方法

アプリをインストールし、納付書のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取る

※アプリのインストール方法、使用手順など詳しくは、スマートフォン等から以下の二次元コードを読み取り、各アプリのホームページでご確認ください。



### ＜注意事項＞

- ① システム利用料はかかりません（アプリのインストールや利用決済時の通信料は発生します）。
- ② 領収証は発行されません。
- ③ 登録した銀行口座の残高やチャージ金額が不足している場合は、納付できません。
- ④ 納付書に指定された期限を過ぎると、納付できません。
- ⑤ パソコンやフィーチャーフォン（ガラケー）からの納付はできません（タブレットは、機種やアプリによって使用できない場合があります）。
- ⑥ 重複払いにご注意ください（同じアプリでは、一度使用した納付書でのお支払いはできませんが、異なるアプリやコンビニで支払う場合は、一度使用した納付書での支払いが可能となります）。
- ⑦ 登録できない金融機関もありますので、詳しくは各アプリのホームページでご確認ください。

問合先 下水道課下水道管理グループ（☎97-0628）